

賃 貸 借 契 約 書

公立大学法人愛媛県立医療技術大学（以下、「甲」という。）と_____（以下、「乙」という。）は、次のとおり賃貸借に関する契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（契約の内容）

第2条 乙は、甲に対して、この契約の条項に従って愛媛県立医療技術大学講義室用パーソナルコンピュータ 12 台（ソフトウェア、搬入、据付、旧端末機からのデータ移行、データ消去、調整及び保守等を含む。）の使用を提供し、甲は乙に対して賃貸料を支払うものとする。

2 機器は、別紙「機器明細書」のとおりとする。

（設置場所）

第3条 機器の設置場所は、愛媛県立医療技術大学 116 講義室、117 講義室、150 講義室、215 講義室、216 講義室、217 講義室、218 講義室、257 講義室、258 講義室、355 講義室、356 講義室、413 講義室とする。

（契約期間）

第4条 賃貸借期間は、平成30年1月1日から平成34年12月31日とする。

2 前項の規定にかかわらず、翌年度以降において甲の収入支出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約は解除するものとする。

（賃貸借料）

第5条 機器の賃借料は、月額_____円（うち消費税及び地方消費税の額 _____円。）とする。

2 この契約の期間中に乙の責めに帰すべき事由により甲が機器を使用できなかったとき、又は乙がこの契約を解除したときの賃貸借料は、日割り計算によって算定する。

3 賃借料について、賃貸借期間に1か月に満たない端数日を生じた場合には、日割り計算（円未満切捨て）をするものとする。

4 前項の規定による月額賃借料の日割りは、暦日数により行うものとする。

（賃貸借料の支払）

第6条 乙は、甲の使用した当月分の賃借料を翌月10日までに請求するものとする。

2 甲は、前項の請求を受け、適正と認めたときは、これを翌月末までに支払うものとする。

（支払遅延利息）

第7条 乙は、甲が前条の支払期限内に賃貸借料支払うことができないときは、支払い期限の翌月から起算して支払日までの日数に応じ、支払義務額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に基づく率を乗じた額を遅延利息として甲に請求できるものとする。

(機器の引渡)

第8条 乙は、機器を甲の指定する場所に設置し、ネットワーク環境の設定、旧端末機からのデータ移行等を行い、使用できる状態に調整して、物件を甲に引渡すものとする。なお、機器の設置時に必要なネットワーク環境等の設定条件については、甲が乙に対し書面で指示するものとする。

2 前項の搬入・据置・データ移行・調整・引渡しに要する経費は、乙の負担とする。

(機器の管理)

第9条 甲は、機器の使用及び管理については、善良な管理者の注意を持って行うものとする。

2 甲は、機器の使用に際し、乙の提供するソフトウェア以外のソフトウェアをインストールすることができる。ただし、これに伴って発生した障害の責任は甲が負うものとする。

(秘密の保持)

第10条 乙（乙の社員及び第5条第3項の規定により、乙が委託するメーカー並びにメーカーが甲の承諾を得て再委託するものを含む。）は、物件の設置場所に立ち入り、又は業務の履行に関連して相手方から提供され、又は知り得た情報等について、他に漏らしてはならない。

2 乙は、前項の秘密の保持について、その従事者に周知徹底しなければならない。

3 乙及び従事者は、秘密保持を誓約する書面（別紙2）を甲へ提出しなければならない。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」（別記）を遵守しなければならない。

(保険)

第12条 乙は、物件の賃貸借期間中、乙の名義で物件に保険を付さなければならない。

2 物件に保険事故が発生したときは、保険金は乙が受取る。

3 乙は、前項の保険金を次の用途に使用するものとする。

(1) 物件を完全な状態に復元又は修理すること。

(2) 物件と同様な状態若しくは性能の同種物件と取り替えること。

(3) 保険事故により第三者に与えた損害の賠償。

(隠れた瑕疵)

第13条 乙は、物件の貸付中であっても、その隠れた瑕疵については、手直し、又は取り替えの義務を負うものとする。

(損害賠償)

第14条 甲が、自己の責めに帰すべき理由により、物件を滅失又は使用不能（修理不可能）の状態にき損したときは、乙は、甲にその賠償を請求できるものとする。

(甲の解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告をしないでこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき。
 - (2) 正当な理由なく業務に着手しないとき。
 - (3) 賃貸借契約開始までに機器利用の見込みがないと認められるとき。
 - (4) 業務の実施に関し不正の行為があったとき。
 - (5) 正当な理由なく甲の指示に従わないとき。
- 2 前項の規定により契約が解除されたときは、乙は、賃借料の 10 分の 1 の額を違約金として甲に支払うものとする。
 - 3 前項の規定は、甲に生じた損害額が前項に規定する違約金の額を超える場合においては、甲が乙に対して賠償を請求することを妨げるものではない。
 - 4 甲は、この契約を解除した場合において、既済の業務のうち分割して引渡しを受けられる利益がある部分の引渡しを乙に請求することができる。この場合において、甲は、当該引渡しを受けた部分に相当する賃借料を乙に支払うものとする。

(乙の解除権)

- 第16条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しないときには、この契約を解除することができる。
- 2 前項の場合において、乙は、甲に対し損害の賠償を求めることができる。

(物件の返還)

- 第17条 甲は、賃貸借期間が満了したとき、又は前条の定めによりこの契約が解除されたときは、物件を速やかに乙に返還するものとする。ただし、乙の承諾を得たときは、この限りでない。
- 2 乙は、甲の指示する期日までに物件を撤去しなければならない。
 - 3 物件返還時の撤去費用については、乙の負担とする。

(データの漏洩防止)

- 第18条 乙は、物件の撤去にあたり、物件のハードディスクに保存されている電子データの漏洩を防止するために必要な措置を行われなければならない。

(物件の故障時の措置)

- 第 19 条 甲は、乙に対して、物件の故障修理時において、物件を預ける場合又はハードディスクを交換する場合には、ハードディスクに保存されている電子データの漏洩が行われないう、乙からデータを漏洩しない旨の確約書を徴する等細心の注意を払わなければならない。

(権利の譲渡)

- 第20条 乙は、あらかじめ甲の承認を得なければ、この契約上の権利の全部又は一部を、第三者に譲渡することができない。

(契約の費用)

- 第21条 この契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

(装置の移転)

- 第22条 甲は、物件を第 2 条の設置場所から移転する必要が生じたときは、あらかじめ乙の承諾を得るものとする。

(契約外の事項)

第23条 この契約に定めのない事項については、公立大学法人愛媛県立医療技術大学
会計規程によるものとし、同規程に定めのない事項、又はこの契約の条項について
疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を所持す
るものとする。

平成 年 月 日

愛媛県伊予郡砥部町高尾田543
甲 公立大学法人愛媛県立医療技術大学
理 事 長 橋 本 公 二

乙